

熊本県公報

号外 第 5 5 号の 2
平成 26 年 11 月 28 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 熊本県収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）事務取扱要領の一部を改正する要領……………（会計課） 1
- 収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）の名称及び位置の一部改正……………（ ” ） 1

告 示

熊本県告示第 1 1 3 0 号の 2

熊本県収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）事務取扱要領の一部を改正する要領

熊本県収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）事務取扱要領（平成 1 0 年熊本県告示第 1 6 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「母子寡婦福祉資金貸付金償還金及び」を「母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の償還金並びに」に改める。

附 則

この要領は、平成 2 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 1 1 3 0 号の 3

平成 1 0 年 1 月 7 日熊本県告示第 1 号（収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）の名称及び位置）の一部を次のように改正し、平成 2 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

収納代理金融機関（郵便貯金銀行に限る。）の名称及び位置の表備考 3 中「母子寡婦福祉資金貸付金償還金及び」を「母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の償還金並びに」に改める。